

都市水域の基礎的研究

正会員 ○高橋 信之 1)

その17 東京湾ウォーターフロント開発-3

〃 三浦 秀一 2)

〃 尾島 俊雄 3)

水際線長さ 横須賀港湾区 横浜港湾区

■序

東京湾の将来像に関する構想は、過去、さまざまな提案がなされてきた。その手段とするところは、いずれも湾岸の既埋立て地の再開発や、新たな水域の埋立てによっている。それらの構想は必ずしも自然環境への配慮が十分でなかったり、一層の環境破壊が懸念されるものであったりする。前報では現在残存している湾内の立入り可能な水際線を中心として、企業などによって独占閉鎖されている水際線延長に関して概要調査を実施した。しかしながら、この調査では比較的变化の激しい地域や、地図或いは文献などからのみでは判別不明瞭な地域の確定を欠いていたので、地図によって確定出来ない場所は現地踏査によって確認する作業を実施した。

■横須賀港湾区に属する水際線

横須賀港湾区は南北に細長く、八景島の北、福浦2丁目に始まり、南は野比に至る広範な範囲である。水際線の類別は〔表-1〕に示すように、立入り可能な地域、工業地域、港湾施設、そしてこの地域の特質である米軍及び自衛隊用地に属する4種類とした。当該地域では走り水から浦賀、久里浜に至る三浦半島東岸には、〔図-1-a〕が示すように、今だ多くの自然環境が残されており、港湾区のおよそ30%が立入り可能な水際線として保全されている。しかしながら、実際には市民が近づけるとはいっても、荒廃した海岸線のままで、手を掛けて安全に近付けるという状況でなく、計画次第によっては将来の親水海岸線としての可能性を持つ場所を含んでいる。一方、この地域は戦前から軍港としての位置付けが色濃く残されており、横須賀市の中心部を取り囲む細かく入り組んだ海岸線のほとんどが米軍基地、或いは自衛隊の基地として利用されている。市民にとって重要な地域である横須賀本港を取り囲むこの地域を中心として43%強が軍関係用地として利用

表-1 横須賀港湾地区水際線の延長

横須賀港湾区に属する類別水際線の延長 m				
No	立入り可能地域	工業地域	港湾施設	米基地自衛隊
1	719	7,024	401	3,057
2	194	488	916	6,797
3	607	638	579	5,048
4	5,269	1,291	368	11,876
5	3,656	211	*	3,035
6	3,413	6,086	*	*
7	1,360	*	*	*
8	1,059	*	*	*
9	617	*	*	*
10	758	*	*	*
11	878	*	*	*
12	2,836	*	*	*
合計	20,866	15,738	2,264	29,813
%	30.4	23.0	3.2	43.4

表-1 凡例：Noは図版のNoと一致する

図-1 (A) (B) (C) (D)

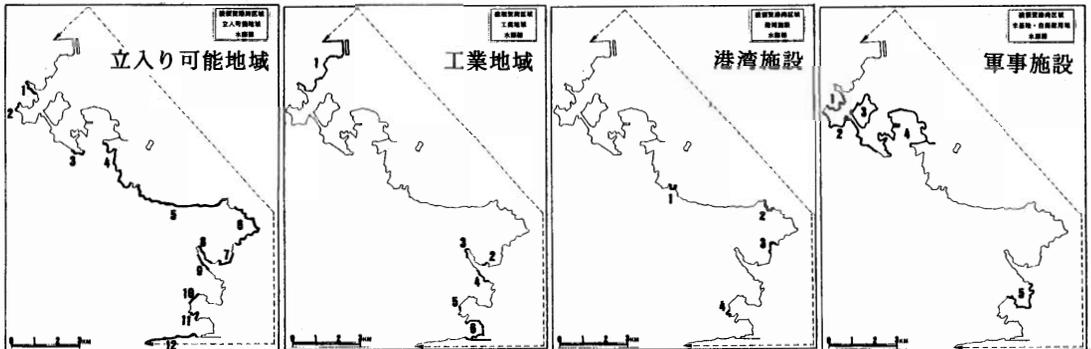


表-2 横浜港湾地区水際線の延長

横浜港湾区に属する類別水際線の延長 m				
No.	立入可地域	工業地域	港湾施設	米・自衛隊
1	2,251	4,730	12,389	786
2	3,111	15,289	3,096	*
3	1,308	34,258	2,405	*
4	*	1,460	4,110	*
5	*	28,364	17,659	*
合計	6,670	84,101	39,659	786
%	5.1	64.1	30.2	0.6

表-2 凡例：Noは図版のNoと一致する

されており、港湾施設用地として利用されている水際線は3.2%にとどまっている。

■横浜港湾区に属する水際線

かつて、京浜工業地帯の一翼として、隆盛を極めた第2次産業時代の名残をとどめるこの地域は、依然として工業用地が数多く存在している。現に稼働中のもの、廃止或いは操業停止中のものもあるが、依然としてここは企業の占有地域であり、市民が自由に出入りする余地は全く無い。それらの水際線は全体の64.1%を占めている。また、荷役施設、倉庫施設等を含めた港湾関連の施設によっても多くの水際線が占拠されており、これは30.2%になっている。この両者

図-2 (A) (B) (C) (D)

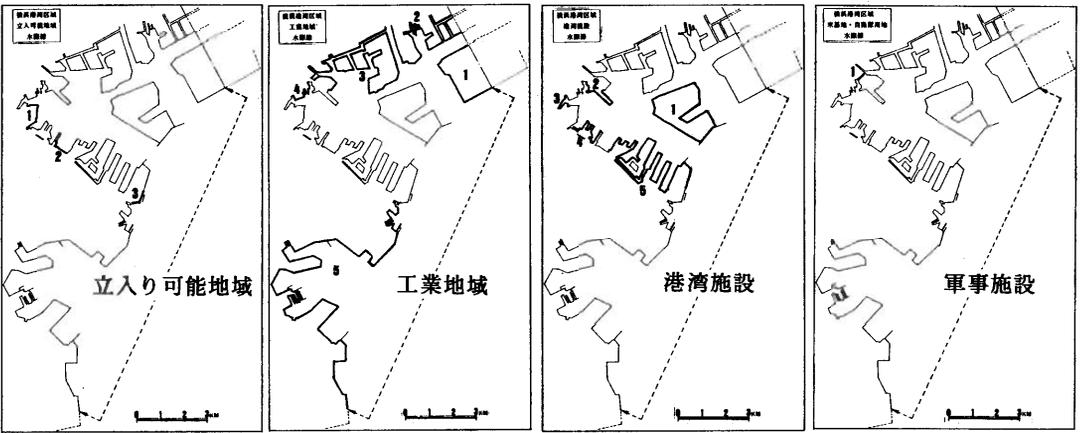
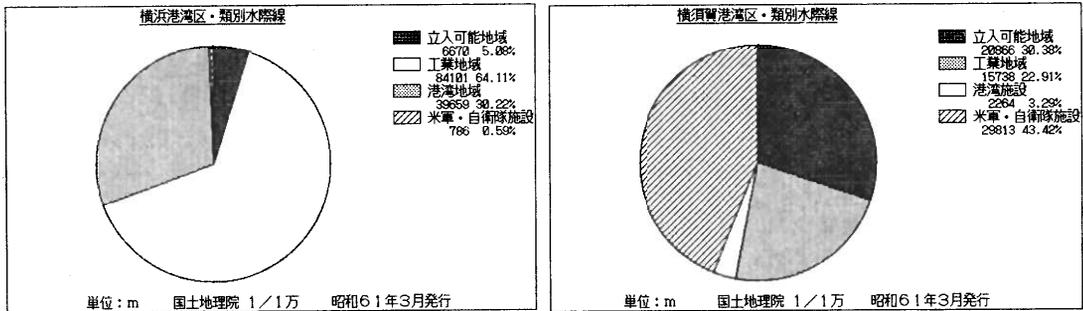


図-3

図-4



は全水際線のうち94.3%となっている。したがって、立入り可能水際線は、僅かに5.1%にとどまっている。この地域はMM21などの開発によって新しい親水空間が僅かではあるが構築され始めている。

■結果と今後の課題

今回の調査対象地域とした横須賀、横浜両港湾区域内の水際線は、自然環境を色濃く残している場所とそうでない場所の対称であった。三浦半島西岸に残されている荒果てた自然環境などは先行的、計画的に整備していく必要性があり、第3次産業適用地として確固とした自然保護姿勢と、自然育成のコンセプトを確立する必要性に迫られている。以上の詳細は[図-1]および[図-2]により示されている。次報以降については更に川崎、東京、木更津港湾等々に調査を進めていくことが肝要と考える。

- 1) 早稲田大学講師 工博 2) 同大学院博士課程 3) 同教授 工博